

告 示

埼玉県選管告示第七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人松仁会 養護老人ホーム熊谷ホーム	埼玉県熊谷市新堀千百四十番地
老人ホーム	社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム康寿園	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目 二千八百三十五番地二
老人ホーム	社会福祉法人まあれ愛恵会 特別養護老人ホームたいようの杜	埼玉県さいたま市浦和区常盤八 丁目十七番九号
老人ホーム	株式会社長谷工シニアウェルデザイン センチュリーシティ大宮公園	埼玉県さいたま市見沼区大和田 町一丁目千二百七十五番地